業務継続計画(BCP)

令和 2 年 (2020 年) 8 月 3 日 策定 令和 3 年 (2021 年) 9 月 1 日 改定

ニセコ町

目 次

第1	章 業務継続計画の概要	1
1	業務継続計画(BCP:Business Continuity Plan)とは	1
2	非常時優先業務とは	1
3		
4		
5	業務継続計画の重要項目	2
6		3
7	業務継続計画の発動と解除	3 · 4
8	住民への周知	4
第2	? ? 章 想定される災害と被害想定	
1	想定される災害と被害想定	4~7
第3	3章 業務継続のための執行体制の整備	7
1	非常配備態勢	7
2	職務代行順位	8
3	勤務時間外に参集可能な職員数	9
第4	- - 章 業務継続のための執行環境の整備	
1	役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定	9
2	ライフライン(電気・ガス・水道等)の確保	10~11
3		
4	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	11~12
5	重要なデータのバックアップ	12
第5	。 う章 非常時優先業務の選定	12
1	非常時優先業務の概要	12~13
2	非常時優先業務の実施方針	13
3	非常時優先業務の整理	13~14
第6	6章 受援体制	15
1	受援体制の整備	15~20
第7	, '章 継続的な改善への取組	20
1	業務継続マネージメント	20
	職員に対する研修・訓練	21

第1章 業務継続計画の概要

1 業務継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) とは

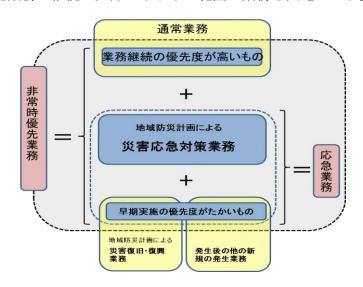
大規模災害が発生した場合、人、施設、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある 況下において、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。) を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の 明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行 を行うことを目的とした計画をいいます。

2 非常時優先業務とは

業務継続体制を検討するにあたっては、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要があり、これが「非常時優先業務」です。

風水害等により大規模な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、町自身も被災する可能性は高いため、人、施設、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じます。そのような状況の中で、直ちに地域防災計画の災害応急対応計画に基づき、迅速に災害応急対策業務を実施するとともに、住民生活に密着する通常業務を継続して実施する必要があります。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い応急・復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となります。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施します。



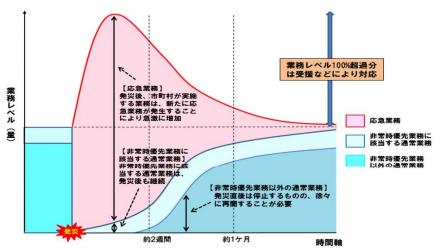
3 業務継続計画策定の目的

大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる役場庁舎の機能低下を最小限に とどめながら、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持します

また、住民生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識を向上するだけではなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保します。

4 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となります。



5 業務継続計画の重要項目

業務継続を行う上で、次の重要項目を定めます。

未物性机で行う工で、例の重要な自己だめよう。			
	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。		
(1) 首長不在時の明確な代 行順位及び職員の参集	・ 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可 ケ		
体制	・ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要		
(2) 本庁舎が使用できなく なった場合の代替庁舎の	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を指定する。		
指定	・ 地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。		
(3) 電気、飲料水、食料等 の確保	停電に備え、非常用電源とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための飲料水、食料等を確保する。 ・ 災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要 ・ 孤立により外部からの飲料水、食料等の調達が不可能となる場合もある。		
(4) 災害時につながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により、固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・ 災害にあたり、情報取集・発信、連絡調整が必要		
(5) 重要な行政データのバ ックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・ 災害時の被災者支援や住民対応にも行政データが不可欠		
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・ 各課で実施すべき災害対応業務を明らかにする。		

6 地域防災計画との業務継続計画との関係

地域防災計画は、町、北海道、指定地方公共機関、指定公共機関等が本町における災害に係る 災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を自然 災害や事故災害から保護することを目的とした計画です。

一方、本計画は、地域防災計画で災害時の拠点となっている役場庁舎や職員が被災することを 前提としています。

災害時に優先的に取り組むべき業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保し、地域防災計画を補完します。

地域防災計画と業務継続計画の相違点の詳細は、下記の表のとおりです。

地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事 前に実施すべき災害対策に係る実 施事項や役割分担等を規定するた めの計画です。	発災時の限られた必要資源を基 に、非常時優先業務を目標とする 時間・時期までに実施できるよう にするための計画です。(実効性の 確保)。
行政の被災	業務継続計画で規定します。	役場庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の現状を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定します。
対象業務	災害対策に係る業務(予防業務、 応急業務、復旧・復興業務)を対 象としています。	非常時優先業務(優先度通常業務、災害応急対策業務)を対象としています。
業務開始 目標時期	業務継続計画で規定します。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める必要があります。
業務に従事する 職員の飲料水・ 食料等の確保	業務継続計画で規定します。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載しています。

7 業務継続計画の発動と解除

- (1) 本計画は、下記のいずれかの場合に発動します。
 - ア 町内で震度5弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置されるとともに、町内及び庁 舎機能に甚大な被害が生じた場合
 - イ 本部長が必要と認めた場合
- (2) 発動権限者

本計画の発動権限者は、災害対策本部長(町長)とし、本部長が不在または連絡不能の場合は、7頁の職務代行順位表により本部長に代わり発動の決定を行います。

なお、災害発生時には計画発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても 必要に応じて初動対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について、 適切な対応をとるよう努めるものとします。

- (3) 本計画の対象期間は、災害発生から概ね1ケ月とします。
- (4) 発動解除

本部長は、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の解除を行います。

ただし、各本部員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小 した業務を順次再開させることができるものとします。

8 住民への周知

災害発生時に停止する業務及び優先的に実施する業務について、住民に理解を求めるため本計画の内容を住民に周知します。

第2章 想定される災害と被害想定

1 想定される災害と被害想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができます。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなります。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などです。

北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸 活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとお り設定しています。

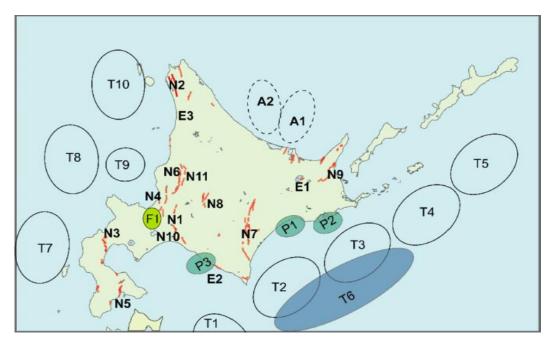
北海道地方において想定される地震

			和海道地:	例		マグニ	長さ		
		地震	断層モデル※	(発生年)	位置	チュード	(km)		
		(千島海溝/日本海洋							
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968 年	既知	8.0			
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8. 1			
	Т3	根室沖	地震本部/中防	1894 年	既知	7. 9			
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969 年	既知	7.8			
	Т5	択捉島沖	地震本部/中防	1963 年	既知	8. 1			
海	Т6	500 年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8. 6			
海溝型地		(日本海東縁部)							
坐地	T7	北海道南西沖		1993 年	既知	7.8			
震	T8	積丹半島沖		1940 年	既知	7.8			
	Т9	留萌沖		1947 年	既知	7. 5			
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8			
		(プレート内)							
	P1	釧路直下		1993 年	既知	7. 5			
	P2	厚岸直下		1993 年型	推定	7. 2			
	Р3	日高西部	——	1993 年型	推定	7. 2			
		(活断層帯)							
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7. 9	68		
		主部北側				7. 5	42		
		主部南側				7. 2	26		
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7. 6	44		
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7. 3	34		
	N4	当別	地震本部		既知	7. 0	22		
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7. 0-7. 5	25		
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64		
	N7	十勝平野	地震本部		既知				
		主部				8. 0	88		
		光地園				7. 2	28		
内	N8	富良野	地震本部		既知				
陸型地1		西部				7. 2	28		
迤		東部				7. 2	28		
震	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56		
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54 以上		
	N11	沼田―砂川付近	地震本部		既知	7. 5	40		
		(伏在断層)			T		1		
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6. 7-7. 5			
		(既往の内陸地震)			T		T		
	E1	弟子屈地域		1938年	推定	6. 5			
	E2	浦河周辺		1982 年	推定	7. 1			
	E3	道北地域		1874年	推定	6. 5			
	-	(オホーツク海)					T		
	A1	網走沖	——	未知	推定	7.8	60		
	A2	│ 紋別沖(紋別構造線) ☆デルを発表している機関		未知	推定	7. 9	70		

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部:地震調査研究推進本部、中防:中央防災会議

資料:北海道防災会議「北海道地域防災計画(地震·津波防災計画編)」(平成30年5月)

北海道地方において想定される地震分布図



資料:北海道防災会議「北海道地域防災計画(地震·津波防災計画編)」(平成30年5月)

これらの想定地震の中で本町に被害を及ぼす可能性のある地震の概要は、下記のとおりです。 なお、「平成28年度地震被害想定調査結果(全道版)」(北海道 平成30年2月公表)から、 町内の平均震度・最大震度をみると、高い順に、北海道留萌沖の地震で最大震度6弱、北海道 南西沖の地震で最大震度5強、黒松内低地断層帯の地震で最大震度5強となっています。

また、後志総合振興局管内では、北海道留萌沖の地震及び黒松内低地断層帯の地震で、最大 震度が震度7となり、このうち、後志総合振興局管内で人的被害(死者数)が最大となる地震 は北海道留萌沖の海溝型地震であり、管内全体で死者36人、重軽傷者623人が発生し、建物 被害(揺れに起因)は、全壊819棟(建物全体の0.7%)、全半壊3,617棟(建物全体の3.0%) と想定されています。

第3章 業務継続のための執行体制の整備

1 非常配備態勢

大規模な災害が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、 適切な配備を行い、効率的な活動体制を確保する必要があります。

【災害時の配備基準と配備内容】

区分		配備基準	配 備 內 容	
災害対策本部設置前	警戒配備	1 号配備	町内又は隣接市町村で震度4の地震が観測されたとき。	総務課、企画環境課、農政課、都市建設課、上下水道課の課長、防災担当者、広報担当者で、 ① 被害情報等の収集 ② 行政区内状況の電話による情報収集 ③ 巡視及び警戒 ④ 北海道等への連絡を実施できる体制とする。

	区分		配備基準	配 備 內 容
(必要に応じて)災害対策本部設置	特別警戒配備	2 号配備	町内又は隣接市町村で震度5 弱又は5強の地震が観測され たとき。	《災害対策本部設置》 各管理職及び総務課、企画環境課、農政課、都市 建設課、上下水道課の全職員、その他、所管する施 設等の保守点検要員で、 ① 被害情報等の収集 ② 警戒及び現地確認 ③ 住民への周知 ④ 北海道及び関係機関への連絡 ⑤ 応急対策 を実施する。 また、その他職員も自ら所属長に所在等の連絡を するよう心がける。
災害対策本部設置	非常配備	3 号配備	町内又は隣接市町村で震度6 弱以上の地震が観測されたと き。	《災害対策本部設置》 組織の全力をあげて、全職員が応急対策を実施する。 ① 地域内状況の情報収集等 ② 避難誘導 ③ 関係機関等への連絡 ④ 住民への広報 ⑤ 応急対策 ⑥ 応援要請

2 職務代行順位

(1) 大規模災害の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するためには、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する必要があります。

災害対策本部については、本部長である町長が統括します。ただし、町長が不在又は連絡 不能の場合は、第1順位として副本部長の副町長、第2順位として同じく副本部長の教育長 が災害対策本部の意思決定をを行います。

さらに、本部長、副本部長が不在又は連絡不能の場合は、第3順位として防災専門官が災害対策本部の指揮を執ることとします。

また、町長の職務代行者3名の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名し、職務代行者が不在となることのないよう努めるものとします。

【業務継続計画の発動権限者と職務代行順位】

発動権限者	職務代行の順位		
光期准队有	第1順位	第2順位	第3順位
町 長	副町長	教育長	防災専門官

(2) 今後の検討事項

非常時優先業務の遂行にあたり、責任者が不在の場合でも職務代行順位に準じ、適切な意思決定が迅速に行われるよう、各課において指揮命令系統を確立しておく必要があります。 各課においてあらかじめ意思決定者の職務を代理する者を定めることとします。

3 勤務時間外に参集可能な職員数

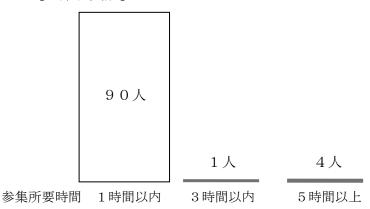
(1) 現 状

勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、居住地から役場までの距離を基に、徒歩による参集時間別の参集可能職員数を算出しました。

【参集所要時間に応じた職員参集率】

参集所要時間	職員参集率		
1 時間以内	通勤距離	3 Km圏内の職員	9 5 %
3 時間以内	通勤距離	9 k m圏内の職員	1 %
5 時間以上	通勤距離	15km圏外の職員	4 %

【参集職員数】



(2) 課題

夜間及び休日に発災し、職員及び家族が被災した場合においては、1時間以内の職員数が6割から7割(約60名前後)となり、初動時に従事する職員数が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要があります。

(3) 対策

ア 業務の優先順位を考慮し、一時的に他の部署からの応援を求める。

イ 他自治体等からの応援職員の協力体制を構築する。

第4章 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設機能を保持し、又は早期に復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要があります。

1 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定

役場庁舎が使用不能となった場合は、ニセコ町民センターを代替庁舎として使用する。

2 ライフライン(電気・ガス・水道等)の確保

(1) 状 況

ライフライン途絶時の役場庁舎及び代替庁舎の状況は次頁のとおりです。

(2) 対 策

ア 非常用電源を確保します。

停電時でも業務を継続するために必要な電力を確保できる非常用電源及び燃料の備蓄 に努めます。

- イ 災害でもつながりやすい電話回線を複数回線確保します。
- ウ 飲料水の備蓄やトイレの用水を確保します。
- エ 災害でも使用可能なトイレ対策 (携帯トイレ、トイレットペーパーの備蓄) をします。

【ライフライン途絶時の拠点施設の状況】

【電気】

施設名	状況
役場庁舎	【非常用電源】 発電量 185KVA タンク量 3,000 L 稼働時間 72 h
ニセコ町民センター	【非常用電源】 ・HONDA EU55is (インバーター) 発電量 5.5KVA タンク量 18L 稼働時間 6.1 h ~15.8 h

【ガス】

施設名	状況
役場庁舎	【プロパンガス】ガス給湯器(防災シャワー)
ニセコ町民センター	【プロパンガス】調理用の火力

【水道】

施設名	状	況
役場庁舎	雑用水槽 14 m³、消化水槽 5.2 m³	
ニセコ町民センター	断水	

【トイレ】

施設名	状 況	
(男性用) 洋7、小8 役場庁舎 (女性用) 洋9 (障害者用) 洋3	・断水時、使用可能箇所 1 F【防災用】洋2 2 F【男性用】洋2、小1 【女性用】洋2 【障害者用】洋1 雑水槽から再加圧して防災用と 2 F トイレへ給水	

 ニセコ町民センター
 【男性用】 洋 4、小 10

 【女性用】 洋 10

 【障害者用】洋 2

 ※断水時使用不可

【電話】

施設名	状 況
役場庁舎	【着信】 17 回線 【発信】 17 回線(災害時優先 3 回線)
ニセコ町民センター	【着信】 13 回線 【発信】 16 回線(災害時優先回線 なし)

3 業務遂行のための飲料水、食料等

(1) 現 状

- ア 住民の備蓄を補完するために、最低限必要とされる3日分の食料の備蓄を計画的に行っています。
- イ 職員用の飲料水や食料の備蓄を行っていますが、庁舎内各フロアーでの備蓄品の保管は していません。

(2) 課題

発災直後から職員は昼夜を問わず非常時優先業務に従事するため、必要な水分や食事の摂取、また、過労死を防ぐためにも他自治体からの応援職員の協力体制により、適度な休息を取る必要があります。

(3) 対策

発災後、非常時優先業務に従事する職員用の飲料水や食料等の確保を計画的に行い、備蓄 方法について検討します。

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(1) 現 状

災害時における通信手段の現状は、次のとおりです。

【電話回線以外の通信手段の現状】

名 称	局数等	用途
防災行政無線	移動系 40 台	災害現場との通信を行う。
例火11以無脉	個別受信機	住民に対して個別受信機により、情報を伝達する
衛星電話	ワイドスター 2 台	原子力防災関係機関相互の通信手段として使用

(2) 課 題

災害用の機器は、平時に使用する部署が少ないことから、災害時に機器の操作方法の未熟などの原因で有効に活用できないことが懸念されます。

(3) 対策

移動系無線については、保守点検を確実に実施するとともに、訓練の実施や平常時の活用を通じて操作に習熟するよう努めます。

5 重要な行政データのバックアップ

(1) 現 状

町は、住民の個人情報や行政に関する重要な情報資産を多数保有し、その行政サービスの 大部分についてコンピューターシステムを利用しています。

【コンピューターの状況】

系 列	主なもの
基幹系システム	総合行政情報システム 福祉情報システム
情報系システム	財務会計システム グループウェアシステム 例規システム ホームページ作成ASPサービス
業務システム	ファイル無害化ASPサービス

(2) データのバックアップ

を行っています。

情報資産のバックアップは、日時処理を基本としサーバーに保存しています。 バックアップデータは、データセンターの他、ASP型のサービスの利用により事業者の サーバーに保存されるものがありますが、情報資産の重要度に合わせて複数のバックアップ

(3) 課 題

ア 大規模災害に備え、バックアップデータを複数カ所に保存する必要があります。

イ 大規模災害時においても、行うべき電算業務について各課で協議のうえ整理し共通認識 をもつ必要があります。

(4) 対策

災害時のシステム停止に備え、町のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するよう、 システム保守業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制の確保に努めます。

第5章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の概要

町は、災害発生後ただちに災害対策本部を設置し、避難所の開設、避難物資の調達等多岐にわたる災害対応にあたらなければなりません。

また、通常業務についても住民への行政サービスを継続することが必要です。

(1) 災害応急対策業務

ニセコ町地域防災計画に定めている災害対策本部におく各班所掌事務のうち、概ね1週間 以内に着手する業務

- (2) 早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務 復興本部が設置された時に定めれれる業務
- (3) 優先通常業務

業務継続の優先度の高い通常業務

2 非常時優先業務の実施方針

町は、大規模災害時における非常時優先業務について、次の方針により業務を継続します。

- (1) 住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるために災害応急対策業務を最優先します。
- (2) 発生から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置きます。

発災直後は、救命救急活動や避難所開設等の住民の生命や生活に係る業務を最優先に実施 し、その他の業務は、一時停止します。

その後、順次相談窓口の設置や罹災証明発行等の生活再建支援業務を実施します。

(3) ライフラインの維持のための業務は、災害時でも継続します。

上下水道・ごみ処理等は、住民生活に直結するライフラインのため、その機能維持や早期 復旧に全力で取組みます

また、被災後、速やかな復旧業務を進めるためには、学校や保育施設等の環境整備が重要になりす。

このような、復旧に向けた住民の活動と密接な関係がある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極め、早期再開を目指します。

- (4) 町の公共施設(町民センター、総合体育館)を避難所等の災害応急対策業務として使用する場合は、一般利用を休止します。
- (5) イベント等は、原則として中止・延期します。
- (6) 通常業務は、可能な限り休止または縮小します。

発災直後に生じる避難所運営等の災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、平時に実施している通常業務は可能な限り一時停止、または縮小します。

- (7) 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象 とします。
- (8) 非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の資源については、各課等が要求する数量の全てを調達できない場合が想定されます。

このため、非常時優先業務の中でも特に重要な業務を洗い出し、資源を効果的に配分します。

3 非常時優先業務の整理

(1) 非常時優先業務の選定基準

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合における、住民の 生命や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を選定しました。

業務開始時期	選定基準
発災~ 3時間以内	
12 時間以内	・住民の生命・身体を守るための初動体制の確立、役場機能の維持・復旧、 避難所の開設・運営に係る業務
24 時間以內	
3日以内	・業務を着手しないと、住民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずるべき業務
1週間以内	・被災者の通常生活復帰に係る業務・非常時優先業務以外で優先度が比較的に高い業務
1 カ月以内	・業務開始に相応の準備が必要となる業務 ・発災後、1週間を超えて実施しなくても住民生活や地域社会に影響を与え ないと見込まれる業務
1カ月以降	・住民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務

(2) 非常時優先業務の対象範囲

ア 災害応急対策業務

- (ア) 「ニセコ町地域防災計画」に定める各班所掌事務に基づき、緊急度に鑑みて主要となる業務を対象業務として設定しました。
- (イ) 詳細は、別表第1「非常時優先業務一覧」参照

イ 優先通常業務

- (ア) 災害時における各課が行う通常業務について、業務の優先を設定しました。
- (イ) 詳細は、別表第2「優先通常業務一覧」参照

第6章 受援体制

1 受援体制の整備

(1) 現 状

「ニセコ町地域防災計画」における災害対策本部の所掌事務の中に受援に関する事項を明 記するとともに、受援担当者及び主な災害対応業務を次のように定めています。

【受援担当者】

区分	受援打	旦当者	主な災害対応業務					
庁内全体	総務課長	総務係長	・原課との受援調整 (役場内の取りまとめ) ・他自治体等への受援要請					
	保健福祉課長	福祉係長	・避難所運営に関する業務・防疫(消毒作業)に関する業務・保健に関する業務					
	税務課長	固定資産税係長	・罹災証明書発行に関する業務・家屋被害認定調査に関する業務					
受援対象 業務別	都市建設課長	管理係長	・橋梁、道路被害調査に関する業務					
	上下水道課長	維持係長	・上下水道被害調査に関する業務					
	町民生活課長	生活環境係長	・災害廃棄物仮置場運営に関する業務					

(2) 課題

本町は、これまで大規模災害の発生がないことから受援担当者及び職員の災害対応業務に 関するノウハウがなく、迅速かつ的確な業務の実施に影響があると懸念します。

(3) 対策

応援・受援について、理解を深め災害時に円滑に対応できるよう、各種研修会等に職員を 参加させるよう努めます。

また、他自治体からの応援職員を、その職務経験や災害応援の経験などを踏まえて適所に 配置し、災害対応業務に当たります。

【各種協定の締結状況】

【各種協定の締結状や							協定	≧区分		
協定の名称	協定相手方(都道府県名)	締 結 年月日	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その色
おしらせねっとに関する協定	北海道コカ・コーラ ボトリング株式会社 (北海道札幌市)、 北海道開発局小樽開 発建設部 (北海道小樽市)	Н19. 10. 5		0			0			
ニセコ町所管公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定	ニセコ町建設業協会	H20. 4. 1								情報連絡網の構築・共有、協力実施体制の構築・共有、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務対応、その他必要と認める業務対応
災害時におけるニセ コビュープラザの防 災拠点に関する協定	北海道開発局小樽開 発建設部 (北海道小樽市)	H21. 1. 20			0					
災害時における社会 福祉施設への要援護 者の受け入れに関す る協定	社会福祉法人ニセコ福祉会	Н23. 4. 1						0		
災害等の発生時にお けるニセコ町と北海 道エルピーガス災害 対策協議会の応急・復 旧活動の支援に関す る協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会 (北海道小樽市)	Н23. 7. 22		0					0	

							協力	区分		
協定の名称	協定相手方(都道府県名)	締 結 年月日	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他
災害対応型自動販売 機による協働事業に 関する協定	北海道コカ・コーラ ボトリング株式会社 (北海道札幌市)	H23. 7. 28		0			0			
ニセコ町緊急時放送 に関する協定書	株式会社ニセコリゾ ート観光協会 (北海道ニセコ町)	H24. 3. 30					0			
環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定	環境自治体会議の参 加のうち30市町村	Н24. 6. 6	0	0		0		0		被災地支援の呼 びかけ・あっせん 災害時、要請に応 じた応援(全般)
消防活動への協力に 関する協定書	羊蹄山ろく消防組合 (北海道倶知安町)	Н25. 4. 1	0	0						
災害応急対策活動の 相互応援に関する協 定	全国小さくても輝く 自治体フォーラムの 会加入町村のうち37 市町村	H25. 6. 30	0	0		0				その他必要な措置
災害時協力協定	一般財団法人北海道 電気保安協会 (北海道札幌市)	Н25. 8. 30							0	
災害時相互応援協定	福島県国見町	Н25. 11. 19	0	0				0		被災児童及び生 徒の応急の教育 の受入れ 災害時、要請に応 じた応援(全般)
原子力災害時におけ る広域避難等に関す る覚書	北海道札幌市	H26. 3. 24	0					0		

				1	1		協定	区分	·	
協定の名称	協定相手方(都道府県名)	締 結 年月日	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	そ の 他
災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 北海道 北海道市長会 北海道町村会	H26. 3. 28			0					避難施設運営補助、受付事務、有価物分別作業、罹災証明書受付発行事務、罹災建物判定現地調査補助等
緊急時における輸送 業務に関する協定	札幌地区トラック協 会後志支部	Н26. 8. 20			0					
道の駅防災用備蓄資 器材及び情報提供装 置に関する協定	北海道開発局 小樽開発建設部	H27. 1. 13		0						
災害発生時の連携に係る協定	陸上自衛隊 北部方面対舟艇対戦 車隊	Н27. 3. 13	0							平時、発災時における実効的な連絡・調整人命救助を第一義とした 災害応急対策活動等
災害時等における北 海道及び市町村相互 の応援等に関する協 定(北海道町村会長に 委任)	北海道 北海道市長会 北海道町村会	H27. 3. 31	0	0				0		防災関係機関の 活動のための施 設の提供並びに あっせん
災害発生時における ニセコ郵便局とニセ コ町の協力に関する 協定	ニセコ郵便局 (北海道ニセコ町)	Н27. 6. 1					0			郵便料金免除
災害時におけるよう てい・西いぶり広域連 携会議構成市区町村 の相互応援に関する 協定	蘭越町、二セコ町、 真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、 倶知安町、室蘭市、 登別市、伊達市、 豊浦町、壮瞥町、 白老町、洞爺湖町 札幌市南区	H28. 6. 24								災害時における 迅速な状況把握、 構成市区町村間 の連絡調整及び 応援 平常時における 災害の予防その 他防災対策の充 実

				·	1		協定	区分	1	
協定の名称	協定相手方(都道府県名)	締 結 年月日	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他
災害時の物資供給及 び店舗営業の継続又 は早期再開に関する 協定	(株)セブンイレブン ジャパン	Н29. 7. 28		0						災害時における 応急生活物資供 給の協力に関す る協定
災害時における下水 道施設の技術支援協 力に関する協定	一般社団法人全国上 下水道コンサルタン ト協会	Н30. 3. 6							0	
災害時における下水 道管路施設の復旧支 援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理協会	Н30. 3. 6							0	
災害時における物の 輸送・保管管理等に関 する包括連携協定	ヤマト運輸株式会社	Н30. 8. 24			0					高齢者支援・障碍 者支援 安全で安心な地 域社会の実現 地域の活性化等
災害時における機器 供給の協力に関する 協定	(株)カナモト倶知安営業所	Н31. 1. 31		0						
災害時における機器 供給の協力に関する 協定	建成興業(株)ニセコ 営業所	Н31. 2. 28		0						
雪害事故防止等の雪 氷災害防止に向けて の連携協定に関する 協定	二七 3 町、倶知安町、 国立研究開発法人防 災科学技術研究所	НЗ1. З. 22								雪崩事故等の雪 氷災害防止、協定 締結者間で必要 と認める事項を 協議により決定
災害時における石 油類の供給等に関 する協定	小樽地方石油業 協同組合	R2. 7. 1		0						業務車両及び 業務等を行う 施設への燃料 供給
災害時における宿 泊施設の活用に関 する協定	株式会社 有楽ホテル	R3. 2. 5						0		

			協定区分								
協定の名称	協定相手方(都道府県名)	締 結 年月日	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	そ の 他	
道の駅「ニセコビュ ープラザ」における 既設トイレ棟の耐 震補強等に関する 協定書	北海道開発局 小樽開発建設部	R3. 3. 26		0							
災害時における宿 泊施設の活用に関 する協定	鶴雅観光開発株式会社 ニセコ昆布温泉鶴雅別荘 李の抄	R3. 5. 9						0			

【災害時相互応援宣言】

			宣言区分							
宣言の名称	宣言組織(会員団体数)	宣言年月日	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	そ の 他
「災害時相互応援」 に関する宣言	水資源保全全国 自治体連絡会 (156 団体)	H29. 10. 27		0						

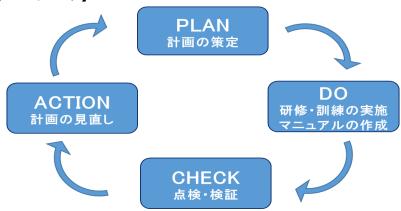
第7章 継続的な改善への取組

1 業務継続マネージメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画策定にとどまらず、計画を整理・運用する業務継続マネージメントの推進が必要です。

また、本計画は、災害時における町の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取組むこととします。

【業務継続マネージメント】



2 職員に対する研修・訓練

(1) 職員に対する研修・訓練の実施

計画実効性を確保するためには、計画の策定だけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めます。

(2) 各部署における継続的な取組

本計画は、発災時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始時期を定めたものです。

発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するためには、各部署においても 具体的な対応について、平常時から継続的に話し合いを行い、災害時における業務の継続に 努めます。